

令和5年度第2回赤穂市男女共同参画審議会会議録

1 日 時 令和6年3月15日（金）

10：00～11：05

2 場 所 市役所2階204会議室

3 出席者

(1) 委 員 磯本歌見、鍋島晴美、山田和子、後藤和子、角岡一頼
秋川陽一、一瀬貴子、江端益子、田川英生
(東野雅弘委員は所用のため欠席)

(2) 事務局 (市民部長) 関山善文
(市民対話課長) 橋本浩一
(人権・男女共同参画係長) 伊東紀子
(人権・男女共同参画係員) 宮本彩

(3) 傍聴者 0名

4 会議の概要

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

令和5年度実施事業について

(2) 協議事項

①令和6年度事業計画（案）について

②第3次赤穂市男女共同参画プラン策定について

3 その他

4 閉会

審 議
事務局

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回赤穂市男女共同参画審議会を始めさせていただきます。

会議の前に、スケジュールについてお詫びいたします。前回の審議会で、第2回の開催は男女共同参画プランの策定のため2月頃を予定していると案内しておりましたが、プラン策定の過程で新しいものを盛り込んだこともあり想定より時間がかかりましたので、例年通り3月の開催になりました。お詫びいたします。

それでは、本日の会議の成立についてご報告させていただきます。

本日の審議会の出席状況は、委員10名中8名であります。赤穂市男女共同参画社会づくり条例施行規則第10条第2項に規定する定足数は過半数であり、これを満たしておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。

なお、東野委員からは所用のため欠席の連絡をいただいております。

鍋島委員はまだお見えでないという状況です。

また、本日の会議は、赤穂市男女共同参画審議会の会議等の公開要領により、会議を公開することとしておりますが、本日の傍聴希望者はありませんでした。

次に、本日の会議資料につきましては、事前に皆様に送付させていただいておりますけれども、お持ちでない方は申し出いただければと思います。

それでは、開会にあたって、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

みなさま、おはようございます。本日はお忙しい中、審議会にご出席くださり、まことにご苦労様です。ここ数日、日中は暖かく、河津桜も咲き始めましたが、三寒四温の時期ですので、体調管理に気を付けなければなりませんね。

さて、3月8日金曜日は“国際女性デー”でした。日本は、2023年6月時点のジェンダーギャップ指数が146カ国中125位でした。今年のテーマは“社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）”ですが、本日の協議事項にもあるとおり、第3次赤穂市男女共同参画プランの策定案が仕上がっています。アンケートをとったり、ワークショップを開いたり、多くの目標を掲げておりますが、みなさん、忌憚のない意見をいただきたいと思います。最後までよろしく願います。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。それでは、議事にうつらせていただきたいと思います。

会議の進行につきましては、規則第10条によりまして、会長をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、議事に入ります。事前に配布いたしております審議会次第

(1) 報告事項、令和5年度実施事業について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料1の1ページをご覧ください。

令和5年度実施事業について、ご報告いたします。

まず、(1) 赤穂市女性団体懇話会（ネットワーク「巴」）の活動運営、

支援についてでございます。女性団体間の連携を図りながら、情報交換や女性施策を支援、推進することを目的として行っております。

活動実績について、①今年度は7月、11月、2月の3回懇話会を開催いたしました。会議では、主管する講座やフォーラム開催について協議する中で、委員から各事業に対する積極的な発言も得られ、活発な意見交換の機会とすることができました。来年度以降の活動に活かしていきたいと思っております。

②情報誌「すてっぷ巴」は本年1月作成分と、3月25日に回覧挟み込み予定の分で、年2回の発行となります。印刷部数は各3,000部で、回覧広報への折込み、懇話会を構成する団体の会員への配布、公民館、社会福祉協議会、図書館等への配布を行っております。

③啓発・推進事業の開催について、以下の事業を主管しております。市民講座では、講師選定から受付、会場設営などの運営を懇話会委員で分担して行いました。次の女性に対する暴力をなくす運動講演会では、若年層への啓発としてデートDV防止講座を開催しております。また、赤穂市人権・男女共同参画フォーラムでも、前日の準備、当日の受付や司会進行、人権作文・標語・ポスターコンテスト入賞者への表彰補助などを懇話会委員で役割分担して行いました。

次に、(2)の各実施事業について、市民講座から説明させていただきます。

第1回、7月21日には「心と体をととのえる マインドフルネス&椅子ヨガ」を開催しました。参加者からは、「普段意識していない所に意識を向けるのは難しかったですが、とても色々な感覚が楽しめて実感できました。」などの感想をいただきました。

第2回、8月5日には「わたしのキャリアとストレスマネジメント術!! ～楽しく学ぼう、役に立つことを学ぼう、夢をかなえよう～」を開催し、女性がリーダーとして活躍するために、心身を整える方法を学びながら自身のキャリアについて考える機会としていただきました。

第3回、9月8日には、「女性の視点で考える 防災・減災のこと」を開催しました。参加者からは、「この機会に勉強していこうと思います」「家族に実習します」などの感想をいただいております。

参加人数はそれぞれ、2ページに掲記のとおりとなっております。

続きまして、女性のための働き方セミナーについて説明いたします。こちらのセミナーは再就職や起業などを考える女性を対象とした少人数制セミナーで、昨年度に引き続き兵庫県立男女共同参画センターとの共催により実施しております。

今年度は10月27日に、「40代・50代の女性のためのマネープラン」というテーマで開催しました。講師は社会保険労務士でファイナンシャルプランナーの天津恵美子氏です。

定員いっぱいの10名が参加し、「今後の人生設計にむきあう事ができて、大変有意義でした」という感想をいただいております。

続いて、働き方セミナーと同日開催といたしました、女性のためのチャレンジ相談についてご説明いたします。

こちらの事業は、兵庫県出前チャレンジ相談事業により、相談員の派遣を受けて実施しております。女性が新しいことにチャレンジする際の不

安や悩みを個別相談できると好評で、3 枠全てが埋まっております。
参考に、募集のチラシをそれぞれ添付しております。来年度も女性の継続就業・再就職を促進するため要望の多いテーマを選択してセミナー、相談事業を実施していきたいと思ひます。

続きまして、3 ページをご覧ください。

女性に対する暴力をなくす運動講演会について説明させていただきます。こちらの事業は、大学、高校での講座開催を経て、令和元年度からはより若年層への啓発のため、中学生を対象にデートDV防止講座を実施しております。今年度は有年中学校の1～3年生42名と教職員5名が参加されています。

昨年に引き続きウィメンズネットこうべから講師2名派遣していただき、生徒代表による寸劇やDVD視聴を取り入れて90分間の授業といたしました。

中学生からは「デートDVでは、自分のことも考えたり、相手の意見を尊重することも大切だということを知りました。そして、いやなことを無理やりされたりしても、ちゃんと自分で断ることが大事だと思いました。(1年女子)」という感想がありました。

先生方のアンケートでは、「個人差はありますが、2、3年生はある程度理解できていると感じました。中には支援を必要とする生徒への配慮が必要と思いました。」という感想がありました。1年生から3年生まで全学年の生徒が参加したのは初めてでしたが、皆さん真剣に講座を聴いてくれました。

(鍋島委員入室)

続きまして、赤穂市人権・男女共同参画フォーラムについてご説明いたします。12月16日土曜日に、赤穂市人権のつどいと兼ねて、赤穂市文化会館赤穂化成ハーモニーホール小ホールで男女共同参画フォーラムを開催いたしました。参加者は203名、うち男性の参加は74名でした。内容についてですが、人権作文・標語・ポスターコンテスト表彰式の後、講演会として、男性として生まれ現在は女性の弁護士として活動されている仲岡しゅん氏を講師にお招きし、「LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題」と題してご講演いただきました。参加者からの感想でも、トランスジェンダー当事者の生の声を聞けてよかったと好評でした。

続きまして(3)相談事業の実施・女性交流センターの充実についてご説明いたします。女性問題相談は火曜日から金曜日の午後1時から4時まで女性交流センター内で女性問題相談員が相談にあたっております。相談件数は2月末現在で33件です。うちDV相談が4件です。今年度の新規相談件数は7件となっています。電話による相談が主ですが、直接女性交流センターを訪れた方のご相談もお聞きしております。続きまして女性の専門相談員による面接相談ですが、毎月第3金曜日に予約制で午後1時から4時まで、お一人につき1時間以内で3枠の相談を受けております。相談件数は2月末現在で22件です。うちDVの相談は延べ8件となっております。

相談内容は、電話相談と同様、夫婦関係、家族関係などです。相談はNPO法人フェミニストカウンセリング神戸に委託し専門のカウンセラー

が実施しております。

相談中の託児対応については、事前予約で受け付けております。

この他に、今年度は市民対話課で受け付けた相談件数が 69 件となっております。うち、DV相談が 4 件ありました。市民対話課では女性交流センターで相談員が対応できない時間帯の相談を随時受け付けており、本人に確認をとるなどして女性交流センターと連携しながら相談にあたっています。一時保護施設への避難等はありませんでしたが、子育て支援課や社会福祉課などの関係各課・赤穂警察・県の女性家庭センターとも連携してDV対応しております。

続きまして、相談員の研修・研鑽については、今年度は内閣府の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」サイトにより、WEB研修を受講しております。

また、女性交流センター内の書架等の充実として、男女共同参画に関する図書を購入しております。

女性交流センターの周知について、図書館において実施された男女共同参画週間特設コーナーでのPR、男女共同参画市民講座での紹介・案内、赤穂市人権男女共同参画フォーラムにおいて、女性交流センター蔵書の展示などをしてPRしております。

次に（４）の「第２次赤穂市男女共同参画プラン」（一部見直し）実施状況の公表についてですが、令和４年度の実施状況を、審議会のご意見を付して市の広報、ホームページで公表しました。

続いて、（５）のチャレンジねっと事業等情報提供については、引き続き赤穂市女性交流センターの「あこう女性チャレンジひろばコーナー」にハローワークの求人情報や、兵庫県立男女共同参画センターが実施する女性就業相談会のチラシなどを設置しました。

（６）第２次赤穂市男女共同参画プラン（一部見直し）達成に向けた取組といたしましては、審議会等の委員に占める女性の割合を 30%に近づけるため、今年度においても、関係各課へ女性の積極的な登用について文書にて依頼をしております。

続きまして、（７）第３次赤穂市男女共同参画プランの策定について、①のとおり、策定委員会を３回開催しております。②９月１４日～１０月４日の期間でアンケート調査の実施をしております、③市民ワークショップを１０月２５日に実施しております。④計画素案について、庁内各課に意見を求めています。⑤のパブリックコメントの実施については、１月２５日から２月２６日までの期間、市役所及び各公民館及びホームページにおいて第３次プランの素案を公開し、市民の皆様からの意見を募集しております。実施結果として、意見の提出はありませんでした。

令和５年度の事業報告については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

資料の修正について、１点お願いします。「女性に対する暴力をなくす運動講演会」の開催場所について、「坂越中学校」を「有年中学校」に修正をお願いします。

会 長

それでは、事務局の報告について、質問、ご意見などございましたら、よろしくお願いいたしますと思います。

委 員

人権・男女共同参画フォーラムのチラシがカラーで見やすくなって、よ

事務局 かったと思いますが、私は初めて見ました。市民に対して、どのような形で周知しましたか。

事務局 広報紙での周知に加え、女性団体懇話会の構成団体や小中学校の児童生徒、自治会などの団体への配布、市内各施設への配架など行っております。そのほか、ホームページやLINEでも配信しました。今年度はLINEでの配信を増やしたり、ホームページから申込できる仕組みを整えたりしてイベント周知に努めておりますが、もう少し皆さんの目に留まるように工夫したいと思います。

委員 第3次赤穂市男女共同参画プランの策定に関して、「④庁内からの意見聴取」でどのような意見がでましたか。

事務局 前回のプランから10年が経っていますから、各所管でも新たに取組を始めたり、目標を定めたりといった変更があります。その辺りの意見は、計画に反映しております。

委員 女性リーダーの登用にしても、赤穂市役所がリーダーシップをとって、市内の企業にも伝えていっていただきたいと思います。

会長 ほかにございませんか。ないようですので、次の協議事項に移りたいと思います。協議事項①「令和6年度事業計画について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、令和6年度事業計画（案）について説明させていただきます。資料の5ページ、資料2をご覧ください。

令和6年度につきましては、「第3次赤穂市男女共同参画プラン」の計画期間の初年度となります。これまでの取組を踏まえつつ、新たに策定した第3次プラン及び「赤穂市男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女がお互いの立場を理解し、自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で対等に参画できる機会を確保し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを推進するため、次の事業を実施したいと考えております。

まず、（1）女性団体懇話会の活動運営、支援ですが、令和6年度につきましても、年3回程度の懇話会を開催します。

情報誌「すてっぷ巴」の発行については、引き続き分かりやすく読みやすい記事の掲載を心掛け、さらに内容の充実を図り手に取ってもらいやすい紙面の制作に努めたいと考えております。

また、啓発・推進事業として、男女共同参画市民講座、女性のための働き方セミナー・女性のためのチャレンジ相談、女性に対する暴力をなくす運動講演会、赤穂市人権・男女共同参画フォーラムを女性団体懇話会の主管により実施していきたいと考えております。

（1）で述べた啓発・推進事業については、（2）啓発・推進事業の開催に予定を掲記しております。各事業の開催にあたりましては、特に若年層への事業周知に努め、内容の充実を図りたいと考えております。市民の皆様はもちろん、自治会、PTA、事業所の皆様方や、庁内各課へも広く周知を図り参加を呼びかけていきたいと思っております。

市民講座については「女性リーダー養成講座」としてセルフコーチング体験講座や、性の多様性について理解を深める講座、昨年度好評だった男女共同参画ワークショップなどの開催を計画してまいります。

次に、結婚・育児等により退職または働き方をセーブした女性の継続就

業・再就職を促進するため、兵庫県立男女共同参画センターとの共催での「女性のための働き方セミナー」を実施したいと考えております。来年度のテーマについては検討中ですが、育児や介護、家事、仕事の両立に活かせる時間の使い方について学ぶセミナーをと考えております。

また、働き方セミナーと同日に、新しいことにチャレンジしたい女性のための「女性のためのチャレンジ相談」を実施し、キャリアカウンセラー等の資格を持つ専門家による個別相談を実施したいと考えております。

女性に対する暴力をなくす運動においては、来年度においても中学生を対象にデートDV防止講座を実施する予定です。受講できない生徒がなるべく少なくなるように、中学校と高校をあわせて2校ずつ巡回し、できるだけ全校生徒に聞いていただけるよう、現在各校に交渉中です。

次に、例年実施しております赤穂市人権・男女共同参画フォーラムについては、12月7日（土）ハーモニーホールで開催予定です。

（３）の女性問題相談事業・女性交流センターの充実ですが、引き続き相談業務を市民の皆様へ知っていただくことや、相談員の研修・研鑽を行うこと、女性交流センター内の書架の充実に努めてまいります。また、「女性交流センターだより」を発行し、その時々に応じた様々な情報を発信していきたいと考えております。女性交流センターの周知徹底については、市民講座など市民会館で開催するイベントでパンフレット配布するなどして、女性交流センターを身近に感じてもらい、所在地の周知を図りたいと考えております。

6 ページをご覧ください。

（４）の「第２次赤穂市男女共同参画プラン」（一部見直し）実施状況の公表についてですが、第２次プランについては、令和５年度が計画の最終年度となっております。庁内各所管において取り組んでいる男女共同参画プランの進捗状況を取りまとめ、当審議会にて、ご審議いただいたのち、市の広報及びホームページにて公表することとしています。

次に、（５）のチャレンジねっとと事業等情報提供については、兵庫県立男女共同参画センターが開催する様々な講座への積極的な参加、企業での共同参画の取組についての調査、研究などにより、他市町男女共同参画センター、企業等との交流及び情報交換を行いながら、引き続き最新の情報を相談者に提供できる体制を整えておきたいと考えております。

（６）「第３次赤穂市男女共同参画プラン」達成に向けた取組ですが、赤穂市各種審議会委員選任基準で定めるとおり、審議会等の委員のうち女性委員の割合が定数の30%以上となるよう、各所管への働きかけを強化してまいりたいと考えております。そのほか、プランに掲げる各数値目標の達成に向けて、取り組んでまいります。

以上で令和６年度の事業計画についてのご説明を終わらせていただきます。委員の皆様方のご意見をお願いしたいと思います。

会 長

それでは、令和６年度の事業計画の（１）から（６）までで何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委 員

女性に対する暴力をなくす講演会について、特に中学生に向けて啓発するのはなぜですか。小学生だと未熟だというのは理解できますが、市内には高校や大学もありますので、その年頃の学生に向けての啓発は考え

- ていないのでしょうか。
- 事務局 はい。この講座については、過去に高校生・大学生を対象に実施したこともあります。ただ、デートDVの被害に遭う年齢層がどんどん若年化しているのもあって、なるべく早い時期から「身体的なものだけでなく、厳しい言葉や束縛などの精神的なDVもある」「困ったら誰かに相談して良い」ということを知ってほしいという思いがあります。その経験が、さらに成長していざ恋人ができた時に助けになることもあると期待して、中学生に対する啓発に力を入れているところです。予算の都合もあって、実施できる回数は限られていますが、なるべく多くの子どもたちに周知していきたいと考えており、取りこぼしのないように中学校5校と高校1校の6校を対象に、2校ずつ3カ年の計画で巡回したいと考えています。講座の内容については、表現が直接的だと感じる部分もあるので、講師や実施校、校長会とも相談しながら進めていきますが、全学年で実施できない場合も、パンフレットなどを利用して、全ての子どもたちに周知啓発していきたいと考えています。
- 事務局 なお、デートDVというのは恋人間での支配、暴力という定義ですので、すでに恋人ができている人も多い大学生よりも早い時期、思春期からの啓発を狙って、中学生を主に対象としています。
- 委員 私も、中学生を対象とした啓発は良いと思います。早熟な子、奥手な子、いろいろありますが、予備知識として、若いうちから知っていれば、「これはDVじゃないか」と気づくことができる。大人であれば、メディアから情報を選んで得ることができますが、この講座で得た知識が子どもたちの判断基準の一つになればいいなと思います。とても良い取組だと思います。
- 委員 高校と大学に、毎年継続して何らかの啓発講座を実施できませんか。予算の問題があるなら、市職員の出張講座や、大学の教員が出向くこともできます。大学生にとっては、例えば市の職員と触れることがキャリア教育にもなります。一度きりのイベントでは、その時に聞けなかった学生は知る機会を失います。チラシを配るだけでも違うと思いますが、学生が集まる機会を使って出前講座などで啓発にできると良いのですが。
- 事務局 中学校では生徒自身が寸劇を演じる、というプログラムですが、高校生・大学生に向けての啓発として、職員が説明するのか、資料などを配らせていただくか、有効な方法を検討させていただきます。
- 委員 他県では、相談窓口の連絡先が載ったカードを毎年作って、高校生・大学生全員を対象に、配っていました。財布やスマホに挟んでおいて、必要な時に見てもらえるようにしているようです。また、トイレに設置している場合もあります。
- 事務局 内閣府が相談窓口として、24時間対応のチャットや電話の相談窓口を設置していますので、高校生や大学生も使いやすいかもかもしれません。印刷の費用も含めて検討します。
- 委員 印刷費用で言うなら、トイレなどの目に触れる場所にQRコードを表示するだけでもいいかもしれません。スマホで読み取れば、全員に配らなくても使えると思います。
- 委員 単発イベントとしてやるよりも、継続して実施してほしいです。
- 委員 子どもへの啓発もですが、大人向けの学習機会を増やせませんか。『すて

っぷ巴』などの情報誌でも広報しているかもしれませんが、もっと広い世代への周知もお願いします。

事務局 『すてっぷ巴』や『女性交流センターだより』紙面で、デートDVも含めたいろいろな話題を繰り返し取り上げて周知したいと思います。

委員 「第3次赤穂市男女共同参画プラン」達成に向けた取組について、少し触れたいのですが。審議会の委員に占める女性割合を30%にするという数値目標について、達成のために1年目から積極的に取り組むという意気込みが見えてよいと思います。同時に、男性の育児休業取得率を50%にするという目標についても、市がリーダーシップをとって、達成に向けてしっかり取り組んで欲しいと思います。

もう一つは、県の仕組みの中で取り組むというパートナーシップ制度について、来年度どのように広報していくのかということも考えていただきたいと思います。

事務局 県のパートナーシップ制度については、4月1日から実施することになっています。来週、県からの説明会がありますので、それを踏まえ、情報の公開等考えていきます。

委員 先日、男性の育児休業についての新聞記事を見ました。赤穂市の職員は取得率がゼロで、少し悲しい思いをしました。市ではどのように取り組んでいますか。やっぱり、取得しにくい環境があるのでしょうか。当事者からは言いにくいかもしれませんが、上から言って多少強引にでも取得してもらって、古い考えを変えていく必要があるのではないのでしょうか。

事務局 今年度は、対象者に個別に案内して、取得者は増えています。我々も同じ思いで、なんとか増やしたいと考えています。現状値0%から50%と、高い目標にしておりますが、十分、達成できると見込んでいます。

委員 これは、男女共同参画の担当部署が、というよりも、全庁的に取り組んでほしいと思います。

委員 赤穂市は、対象者も少ないですから、取得率は上げやすいかもしれませんが。ただ、職員数が少ないので、一人が抜けた穴が大きい。職員数が多い市なら仕事の融通をしやすいので取得しやすいですが、その辺りの問題もあります。

委員 職員数が多い方がとりやすいとは思いませんでした。そんな中でも、少子化にも関わる問題ですから、希望者には是非、取得させてあげてほしいです。

委員 今年度開催したワークショップでは、若手の市職員にも参加してもらいましたが、彼らの意識的には取得したいという気持ちが大きいようです。それを温かい目で見守る上司も増えている。ただ、実際に取得するとなると、仕事のことが気になって申請を控える傾向もあるようです。これからの課題でしょうね。

会長 他にないようでしたら、協議事項②第3次男女共同参画プランの策定について、事務局より説明してください。

事務局 (3) 第3次赤穂市男女共同参画プラン(案)について、ご説明いたします。

赤穂市では、赤穂市男女共同参画社会づくり条例第9条に基づき、平成26年3月に計画期間が令和5年度までの「第2次赤穂市男女共同参画プ

ラン」を策定しました。

本年度がその計画の最終年度に当たるため、今回新たに計画期間を 2033 年度までとした、「第 3 次赤穂市男女共同参画プラン」を策定するものがあります。

この「第 3 次赤穂市男女共同参画プラン」の策定におきましては、「第 3 次赤穂市男女共同参画プラン策定委員会」を立ち上げ、9 月 7 日に第 1 回、12 月 25 日に第 2 回、3 月 8 日に第 3 回の委員会を開催し、委員の皆さまに協議を重ねていただきました。

その協議の中で、用語集の充実や、SDGs との関連の掲載、性的マイノリティの方への施策の導入などのご意見をいただき、本プランへ反映しております。

それでは、事前にお配りしております冊子をお願いします。

本計画は、第 1 章の「計画策定にあたって」から第 6 章の「計画の推進」までの構成となっており、最後に資料編ということで用語解説、関係法令等を掲載しております。

まず 1 ページ、「第 1 章 計画策定にあたって」につきましては、「1. 計画策定の趣旨」と「2. 計画の位置づけ」を掲載しております。

第 3 次プランは 1 ページ下段から 2 ページにかけて記載していますとおり、「男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項」「配偶者暴力防止法第 2 条の三第 3 項」「女性活躍推進法第 6 条第 2 項」の市町村計画と位置付けております。

また、本年 4 月から「困難女性支援法」が施行されるため、施行前であることから市町村計画とまでは位置づけませんが、その内容も踏まえた計画としております。そして、国、県の計画と整合を図り、赤穂市総合計画の個別計画として策定するものであります。

続きまして、3 ページから 10 ページまでを第 2 章としまして、今回のプランより新たに 1. 国際的な動向、2. 国内の動向、3. 兵庫県の動向を掲載しております。

続きまして、11 ページから 40 ページまでを第 3 章としまして、「本市の現状と課題」については、「統計からみる現状」と「アンケート結果からみる現状と課題」、「市民ワークショップの結果概要」を掲載しております。

15 ページにつきましては、先週開催いたしました策定委員会において、「(5) 本市における女性の公職等参加状況」について、「管理職に占める女性の割合は 30.5% と高くなっているのに、一般行政職における部局長職に占める女性の割合は 8.3%、課長相当職に占める割合は 5.3% と、いずれも県内自治体において低い位置にあるのは何故か。この記述だけではわからない。」とのご意見をいただきました。理由といたしましては、この管理職には「保育士・幼稚園教諭・消防職・医療職等」が含まれており、赤穂市は公立の保育園・幼稚園が各地区にあり、規模の大きな市民病院もあるため、保育園所長や幼稚園長、看護部長・看護師長等が女性管理職として含まれているため、全体としては高くなり、それらを含まない一般行政職における部課長職に占める女性の割合は低くなっております。

そのことがわかるように管理職の表記の後、「(保育士・幼稚園教諭・消

防職・医療職等を含む)」を追記したものを、差替え資料としてお配りしております。

続いて、17 ページからは、今回新たに市民アンケート調査を実施しましたので、その結果概要と事業所調査の結果概要、そして 37 ページからは各調査結果から見える傾向と課題を掲載しております。

続いて、39・40 ページには、こちらでも今回新たに市民ワークショップを開催しましたので、その結果概要を掲載しております。

41 ページ「第 4 章 計画の理念と体系」につきましては、1. 目指す姿を「○性別等にかかわらず、一人一人の人権が保障され、あらゆる分野に対等に参画できるまち、○互いの立場を理解し、個人の能力や個性を発揮できるまち」としております。

2. 基本目標につきましては、第 2 次プランでは 8 つの目標を掲げておりましたが、第 3 次プランでは 4 つに再編し、「基本目標 1 男女の人権の尊重」「基本目標 2 政策・方針決定過程への女性参画」「基本目標 3 多様な働き方や暮らし方の実現」「基本目標 4 誰もが安心して暮らせる環境づくり」としております。

3. 計画体系においては、基本理念と 4 つの目標のもと、大きく 15 の基本課題を掲載しております。

44 ページから 56 ページ「第 5 章 施策の展開」につきましては、第 2 次プランから継続する施策を再編し、4 つの目標のもと、44 の施策を掲載しております。各目標のタイトル横には、策定委員会でご提案いただきました、関係する SDGs マークを掲載しております。

新しい施策としましては、「管理職への女性の登用」「防災会議への女性の登用」「女性消防団員の入団促進」「育児休業等の取得促進」等を追加しております。

そのほかには、50 ページには「3-2 女性が働き続け、活躍できる環境整備」としまして、女性活躍推進法に基づく取り組みを、次に 53 ページには「4-2 DV 根絶の取組」としまして、配偶者暴力防止法に基づく取組を、次に 54 ページには「4-3 困難な問題を抱える女性への支援」としまして、本年 4 月から施行される困難女性支援法に基づく取組を、次に 56 ページには策定委員会でご提案いただきました「4-5 性的マイノリティに関する理解の促進」としまして、昨年 6 月から施行された LGB T 理解増進法の趣旨を踏まえた取組を記載しております。

57 ページ「第 6 章 計画の推進」につきましては、全庁的な施策の推進に努め、関係機関・団体等と連携して取り組んで行くこととしております。

計画の管理と評価につきましては、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づき、毎年度、各部署における取組進捗状況を調査し、必要に応じた改善等を行ってまいります。

また、58 ページには、新たに「3. 目標数値」を設定し、19 の指標目標の現状値と目標値を掲載しております。それぞれ、アンケート結果や公表されている数値等から設定しております。

59 ページ以降の資料編には用語の解説、法令の掲載、委員名簿、策定の経過、相談窓口一覧等を掲載しております。

特に用語の解説につきましては、策定委員会において「わかりにくい用

語についてはなるべく解説をつけてほしい」というご意見をいただき、できるかぎりの用語をピックアップして解説をつけております。

なお、文中（45 ページ主な施策のNo. 3）に「性自認」という言葉が出てきますが、先週策定委員会開催後に「兵庫県パートナーシップ制度」に関するパブリックコメントに対して、県の考え方が公表され、その中で「性自認」という言葉は国の法案でも使用が控えられた言葉なので使用を控えた方がよい」というご意見に対し「ご意見を踏まえ、「(性自認)」を削除します」と回答しているため、本市のプランにおいても、「性自認」という言葉を使わず、「ジェンダーアイデンティティ」を使用したいと考えております。

以上で計画（案）の説明を終わりますが、ご意見等ありましたらいただきたいと思っております。

会 長 ただいまの説明の中で、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

委 員 「性自認」を「ジェンダーアイデンティティ」に置き換えるということで、用語の解説も変更するということですね。

事務局 はい。用語の解説から「性自認」を削除し、新たに「ジェンダーアイデンティティ」を「ジェンダー」の後に掲載いたします。「身体の性にかかわらず、自分の性をどう認識しているかをいう。こころの性と呼ばれることもある。『自分は男性(あるいは女性)だ』という認識だけでなく、『よくわからない』『男性でも女性でもある』なども含め、多様な捉え方がある。」と解説します。

会 長 他にありませんか。

委 員 策定委員会の委員長として一言、皆さんお世話になりました。

今回のプラン策定においては、アンケート調査を実施し、特に若い世代の意見を反映させるため、高校生・大学生にも協力していただき、その調査結果の数値が掲載されています。次回の計画を策定する際にも、学生へのアンケートを実施し、効果を確認出来たらと考えます。

また、市の若手職員、一般市民、大学生が集まってのワークショップも実施し、予想以上に活発な意見が出て、その意見なども踏まえながらプランを策定しました。

私は、赤穂市はもっと進んでいて、新しい意見が色々出るのかと思っていましたが、まだまだ性別役割分業意識が強いということが、市役所の若手職員の意見からうかがえました。それらのデータも参考にしながらこの計画を作りました。これは画期的なことだと思います。

今回は数値目標も色々なデータから設定し、試行錯誤しながら検討して一覧が作られています。

この数値目標が出来たことで、ここばかりが注目されがちですが、他にも大事な質的な問題があるので、数値目標の達成だけでプランが達成されるものではないと考えます。

このプランを作る際に思ったのは、次々と新しいことが起こるということ。LGBT理解増進法や、困難女性支援法など、次々と新しい法案などが出来ています。昨日、同性婚における札幌高裁の判決がありましたように、国全体での法制度化が行われていくと思われます。そうすると、このプランの中には全然出てきていないことでも、すぐにやらなければ

ならないことが起こってくると考えられます。パートナーシップ制度がまさにそうで、どの町もプランの中になかったけれども、もうやらなければならないといったことになっています。そのあたりの根拠づけは、条例等に基づいて、プランには掲載されていないが、先にやる、積極的に、時代の流れに遅れないように、やれることはどんどんやっていくということを、審議会のメンバーの方々にご了解いただいて、これだけできたらいいですではなく、これから次々と変わっていくと思います。未来予測がなかなか難しい中、このプランが作られているということをご承知おきいただいて、新しい事態が生じたら、条例あるいは国の男女共同参画社会基本法に基づいて、実施できることはどんどんやっていくというふうに、ぜひ進めていただけたらと思います。

委 員

市会議員の皆さんには、男女共同参画プランが出来てから配られるのですか。

事務局

プランが出来てからお配りします。

委 員

他の審議会もプランが出来たら配るという仕組みですか。

事務局

はい。その通りです。

会 長

その他、ございませんか。

なければ、次第の「3 その他」ですが、事務局の方は何かありますか。

事務局

特にありません。

会 長

なければ、令和5年度はこれで最後なので、委員の皆さま全般を通して何かご意見ございませんか。

委 員

ありません。

会 長

ないようでしたら、本日予定していました議題はすべて終了しました。進行を事務局にお返しします。

事務局

皆さん長時間ご議論ありがとうございました。

先ほど会長がおっしゃいましたように、今年度はこれで最後となります。次回は例年ですと9月を予定しております。

その際には、第2次プランの最終年度の状況をご報告することとなります。また、4月からは新たな計画の下でのスタートとなります。

委員からご意見いただきました「育児休業の取得」について、市内事業所の調査結果が40%ですので、市はそれよりも高く50%を掲げていますので、しっかり頑張りたいと思います。

また審議会の女性率につきましても、目標値を30%と明記しております。国や県は40%目標となっていますが、赤穂市の現状は19.2%ですので、この3月から制度を少し改正し、市の審議会メンバーを選ぶ際には事前に市民対話課に協議することを義務付け、その協議の際に女性の登用人数をチェックする仕組みを整えました。是非目標30%をクリアすることを目指して取り組んで行きたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、閉会にあたりまして副会長からごあいさつをお願いします。

副会長

本日は第3次赤穂市男女共同参画プラン策定について話し合われました。本プラン策定に先立ちまして、関西福祉大学にて一般市民や学生などを中心にワークショップが開かれました。男女差を感じる場面として、結婚を機に姓が変わる場面、夜間に開催される職場での会議への参加が求められるような場面、お祭りへの参加が制限される場面、育児参加が

女性に偏る場面など、若い人であっても男女差を感じる場面として捉えられている実態が明らかとなりました。また、それを打破するためには、子育て世代が集まれる場の設置、持ち回りでのリーダー役の機会、ワークショップの開催などが必要であるなどの、貴重な意見も出されました。アンケートのみならず、このような市民の生の声を政策反映できる機会として、このようなワークショップを実施することは大変意義のあることだと考えます。この度の第3次プラン策定にあたり、貴重な機会をくださったことに感謝しつつ、終わりのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。以上をもちまして、閉会といたします。お気をつけてお帰りください。